

## 令和4年第2回川場村議会定例会会議録第1号

令和4年3月3日（木曜日）

### 議事日程 第1号

令和4年3月3日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（3番・4番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 川場村歴史民俗資料館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 村道路線の認定について
- 日程第15 議案第14号 村道路線の廃止について
- 日程第16 議案第15号 田園プラザ施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第16号 川場村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第17号 てんぐ山公園の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第18号 友好の森「森の学校」の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第19号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第21 議案第20号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第21号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和 3 年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和 3 年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和 4 年度川場村一般会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和 4 年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和 4 年度川場村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 4 年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 4 年度川場村水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 4 年度川場村下水道事業特別会計予算について
- 日程第 3 2 発議第 1 号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3 3 発議第 2 号 川場村委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 発議第 3 号 議員の定数及び報酬調査特別委員会の設置について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	津久井 俊 雄 君	2番	角 田 宣 治 君
3番	小 菅 秋 雄 君	4番	飯 塚 貞 次 君
5番	丸 山 敏 雄 君	6番	細 谷 市 衛 君
7番	星 野 孝 之 君	8番	黒 田 まり子 君
9番	新 木 敏 郎 君	10番	角 田 文 雄 君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村 長	外 山 京太郎 君	副 村 長	宮 内 実 君
教 育 長	宮 内 伸 明 君	総 務 課 長	角 田 圭 一 君
住 民 課 長	宮 田 重 雄 君	健康福祉課長	小 林 巧 君
むらづくり振興課長	戸 部 正 紀 君	田園整備課長	今 井 忠 君
教育委員会事務局長	布 施 伸一郎 君	会 計 管 理 者	春 原 久 代 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	栗 原 達 也	書 記	田 中 玲 子
---------	---------	-----	---------

## ◎議長挨拶

○事務局長（栗原達也君） ただいまから、令和4年第2回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（角田文雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第2回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には公私極めてご多忙のところ、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、一般会計及び各特別会計の新年度予算をはじめ、重要な案件を審議する議会であります。議会といたしましては、提出される全ての案件に対しまして十分に審議を尽くし、村民の要望を村の諸施策に反映すべく努力したいと存じます。

議員各位には、適切な議会運営に努められますとともに、執行部の皆様方の格別なご協力をお願い申し上げて、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（栗原達也君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、角田議長をはじめ、議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

昨年3月の議会定例会において、新型コロナウイルス感染症の第3波による緊急事態宣言に触れ、新たな生活様式による感染防止策をお願いしたところではありますが、オミクロン株による第6波はこれまでにない感染力により、医療崩壊がささやかれるまでとなってしまいました。オミクロン株の特性により、陽性者や濃厚接触者の隔離期間が短縮されるなどの対応がなされるなど、国を挙げてコロナ対策に努めておりますが、医療を守り、経済を活性化させるため、現在最も有効とされておりますのは、ワクチン接種になります。

川場村では、第3回目の集団接種を3月12日から4月24日まで、12回を予定しております。当初は、4月からの開始予定でありましたが、国の方針により前倒しされたこととなります。しかし、予防接種には限界もあり、早急な治療薬の開発に期待が寄せられております。

川場村の将来を担う新拠点整備関係では、過日2月17日に、議員各位をはじめとする建設委員会の皆様にご参集をいただき、地鎮祭が行われました。足元の悪い中の祭事でありましたが、滞りなく終えることができ、安堵しているところであります。

2月4日に開幕した冬季オリンピック北京大会では、スキージャンプ個人男子ノーマルヒルで、小林陵侑選手が金メダルを獲得し、日本に明るい話題が提供され、続いてスノーボード、ハーフパイプの平野歩夢選手、団体競技では女子カーリングなど、日本選手団の活躍がコロナで疲弊した世の中を一時ではありますが、和ませてくれました。スポーツの力を感じたときでもありました。団結を日本選手団から学び、国民そろってコロナに対峙することの大切さを、

身をもって感じた場面でもありました。

ロシアのウクライナ侵攻が連日報道されております。戦争のない平和な世界のためには、関係各国の連携が必要であり、戦火に苦しむ人たちが一日も早く平和な日常を取り戻せるよう願うばかりであります。

さて、本定例会での提案案件は、条例の制定 1 件、条例の一部改正 9 件、一部事務組合の規約変更 2 件、一般会計及び特別会計の補正予算 6 件、当初予算 6 件、指定管理者の指定 4 件、人事案件 1 件、その他 3 件、合わせて 32 件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、本定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

### ◎開会・開議

午前 9 時 06 分開会・開議

○議長（角田文雄君） ただいまの出席議員数は 10 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 4 年第 2 回川場村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（角田文雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において 3 番小菅秋雄君、4 番飯塚貞次君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 会期の決定

○議長（角田文雄君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 11 日までの 9 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 3 月 11 日までの 9 日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第 3 諸般の報告

○議長（角田文雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

去る 2 月 17 日、群馬県町村議会議長会定期総会が、ウェブミーティングによるオンライン開催に出席いたしました。定期総会では、全国町村議会議長会の町村議会表彰、自治功労者表彰の報告、並びに群馬県町村議会議長会表彰及び群馬県知事感謝状の贈呈報告が含まれました。

本村議会からは、先ほど黒田まり子議員に伝達いたしました全国町村議会議長会の自治功労者表彰において、議会議員15年以上在職者で表彰されました。また、群馬県町村議会議長会の一般表彰において、角田宣治議員、小菅秋雄議員、飯塚貞次議員、丸山敏雄議員が議会議員10年以上在職者で表彰されました。その他の表彰等を受けられた方々は、お手元に配付してございますのでご覧ください。

なお、議事では令和4年度の事業計画及び一般会計予算等の議案が提出され、全て原案のとおり決定されました。

去る3月1日付で、川場村監査委員から議長宛てに、定期監査の結果を報告及び行政監査報告の提出がありました。報告書の写しはお手元に配付したとおりでありますので、ご承知願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第3号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第4、議案第3号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第3号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国や県において行政手続における押印廃止に向けた取組が進められる中、本村においても行政手続の簡素化を図るため、関係条例において所要の改正を行おうとするものであります。

川場村公告式条例、固定資産評価審査委員会条例、職員のサービスの宣誓に関する条例、川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例、川場村山村開発センター設置及び管理に関する条例、川場村火入れに関する条例、合わせて6件の条例について、押印を廃止するものであります。

規則等についても押印の廃止を進めており、行政手続の簡素化、住民サービスの向上、行政手続のデジタル化に向け努めてまいります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 3 号 行政手続に関する押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 5 議案第 4 号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第 5、議案第 4 号 川場村の旅費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 4 号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、旅費の種類に移転料を加えるものであります。現在、職務に伴う引っ越しについては、旅費支給の規定がなく、居住地の移転を伴う人事交流が今後も見込まれるため、一部改正するものであり、移転料の額は、国家公務員の例に準じ、その都度、村長が定めるとするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 4 号 川場村旅費支給条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 6 議案第 5 号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第 6、議案第 5 号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 5 号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和 3 年 8 月の人事院勧告及び令和 4 年 2 月の閣議決定に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても人事院勧告制度の趣旨に沿って、国に準じた改定を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当の支給を年間 0. 15 月分引き下げ、令和 4 年度からは、6 月、12 月の支給割合をそれぞれ 100 分の 127. 5 から、100 分の 120 とするものであります。

また、令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された額の 0. 15 月分を減額するものであります。

その他、別表の標準的な処分の見直しを行ったものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 5 号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 7 議案第 6 号 川場村第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第 7、議案第 6 号 川場村第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 6 号 川場村第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

令和3年8月の人事院勧告及び令和4年2月の閣議決定に基づき一般職の国家公務員の期末手当の改正、改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた会計を行うため、条例の改正を行うものであります。

改正の内容、期末手当の支給を年間0.15月分引下げのものです。

令和4年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の127.5から100分の120とするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号 川場村第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第8 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第8、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和3年8月人事院勧告及び令和4年2月の閣議決定に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた会計を行うため条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当の支給を年間0.15月分引き下げ、令和4年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215とするものであります。

また、令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された額の0.15月分を減額するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第9 議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第9、議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

令和3年8月の人事院勧告及び令和4年2月の閣議決定に基づき、一般職の国家公務員の期末手当の改定が実施されることとなりました。

本村におきましても、人事院勧告制度の趣旨に沿って国に準じた会計を行うため条例の改正を行うものであります。

改正の内容は、期末手当の支給を年間0.15月分引き下げ、令和4年度からは、6月、12月の支給割合をそれぞれ100分の222.5から100分の215とするものであります。

また、令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された額の0.15月分を減額

するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 8 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 10 議案第 9 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第 10、議案第 9 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 9 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律改正に伴うもので、子育て世代への経済的負担軽減の観点から、未就学児がいる世帯に対して一律軽減を行うものであります。

減額となる額は、被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額となり、6 歳に達した最初の 3 月 31 日までの子供が対象となります。

2 点目の改正であります。地方税法施行令で規定される課税限度額の一部が改正されたことに伴い、関連する川場村国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正点であります。国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 63 万円から 65 万円に、後期高齢者支学金等課税額を 19 万円から 20 万円に引き上げるため改正するものであります。

なお、法案につきましては、去る 2 月 22 日開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、承認を得ていただいておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

ただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 9 号 川場村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 1 議案第 1 0 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第 1 1、議案第 1 0 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 1 0 号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

小口資金を含む県制度融資に係る返済負担軽減の特例措置につきまして、令和 4 年 3 月末で廃止となる予定ですが、廃止後も売上減少等の要件を満たす場合の借換<sup>かりかえ</sup>制度を継続して実施していくために改正するものであります。

また、本条例中に引用する関連条例の記載方法の変更や、その他文言の整理のため、併せて改正を行うものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号 川場村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第11号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第12、議案第11号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第11号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村文化会館では、各施設設備の使用に当たり使用料を徴収しております。現在の使用料は午前、午後、夜間、それぞれの区分で設定されておりますが、実際の使用状況は、各区分内において、2時間から3時間が大半となっており、使用者からも時間当たりの使用料設定の要望が寄せられております。

そこで、使用料の設定を日中と夜間に区分し、時間当たりでの徴収となるよう条例改正を行うものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号 川場村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第12号 川場村歴史民俗資料館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（角田文雄君） 日程第13、議案第12号 川場村歴史民俗資料館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第12号 川場村歴史民俗資料館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明を申し上げます。

川場村歴史民俗資料館の観覧料区分について、大人と小人となっていたものを、高校生以上と中学生以下に分けることで料金区分を明確化し、併せて近年の入館実績から団体人数基準を20人以上から10人以上へと改正するものであります。

なお、本改正につきましては、2月17日開催の歴史民俗資料館運営審議会において承認されておりますことを申し添えます。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号 川場村歴史民俗資料館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第13号 村道路線の認定について

○議長（角田文雄君） 日程第14、議案第13号 村道路線の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第13号 村道路線の認定について、提案説明を申し上げます。

村道谷地生品線道路改良事業が完了したことに伴い、4路線を道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号 村道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第14号 村道路線の廃止について

○議長（角田文雄君） 日程第15、議案第14号 村道路線の廃止についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第14号 村道路線の廃止について、提案説明を申し上げます。

村道谷地生品線道路改良事業が完了したことに伴い、2路線を道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号 村道路線の廃止についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第15号 田園プラザ施設の指定管理者の指定について

○議長（角田文雄君） 日程第16、議案第15号 田園プラザ施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第15号 田園プラザ施設の指定管理者の指定につきまして、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

なお、本年1月25日開催の川場村指定管理者選定委員会において審査の上、株式会社田園プラザ川場を指定管理者の候補者として選定しております。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第15号 田園プラザ施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第16号 川場村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定について

○議長（角田文雄君） 日程第17、議案第16号 川場村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第16号 川場村観光レクリエーション施設の

指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

なお、本年1月25日開催の川場村指定管理者選定委員会において審査の上、株式会社田園プラザ川場を指定管理者の候補者として選定しております。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号 川場村観光レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第17号 てんぐ山公園の指定管理者の指定について

○議長（角田文雄君） 日程第18、議案第17号 てんぐ山公園の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第17号 てんぐ山公園の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

なお、本年1月25日開催の川場村指定管理者選定委員会において審査の上、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者の候補者として選定しております。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号 てんぐ山公園の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第19 議案第18号 友好の森「森の学校」の指定管理者の指定について

○議長（角田文雄君） 日程第19、議案第18号 友好の森「森の学校」の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第18号 友好の森「森の学校」の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

公の施設における指定期間の終了に伴い、新たに指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

なお、本年1月25日開催の川場村指定管理者選定委員会において審査の上、株式会社世田谷川場ふるさと公社を指定管理者の候補者として選定しております。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号 友好の森「森の学校」の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 暫時休憩します。

午前 9時48分休憩

---

午前10時00分再開

○議長（角田文雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第20 議案第19号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）について

○議長（角田文雄君） 日程第20、議案第19号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第19号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,045万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,779万8,000円とするものであります。

歳入は、村税477万5,000円、地方譲与税715万4,000円、法人事業税交付金150万円、地方消費税交付金300万円、地方特例交付金1,032万9,000円、地方交付税2億3,135万4,000円、国庫支出金3億2,884万4,000円、寄附金500万円、諸収入40万7,000円、村債1億3,360万円を追加し、環境性能割交付金160万円、使用料及び手数料257万9,000円、県支出金602万7,000円、繰入金2億8,530万円を減額計上いたしました。

次に、歳出ですが、歳出全般において職員給料及び職員手当など不用になった予算の更正減を行いました。また、事業費の確定に伴う減額も行っております。

主なものとしては、第1款議会費は、99万6,000円を減額計上いたしました。

第2款総務費は、4億3,141万円を追加計上いたしました。

財産管理費の基金積立金3億3,305万4,000円を追加、新拠点構想推進費の工事請負費3億7,586万6,000円を追加、設計監理委託料2,669万1,000円、用地購入費2億627万5,000円を減額、生活支援対策事業費の備品購入費770万円の減額であります。

第3款民生費は、1,068万8,000円を減額計上いたしました。国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は増額であります。

第4款衛生費は、543万6,000円を減額計上いたしました。健康増進費の各種検診委託料の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費は、備品購入費が86万円の増額であります。

第6款農林水産業費は、1,380万6,000円を減額計上いたしました。土地改良総合整備事業費

の多面的機能支払交付金、林業振興費の境界明確化業務委託料の減額であります。

第7款商工費は、1, 103万5, 000円を減額計上いたしました。観光費の川場祭り開催経費、観光誘客促進事業委託料、道の駅整備工事請負費の減額であります。

第8款土木費は、936万7, 000円を増額計上いたしました。除雪作業委託料1, 200万円、下水道事業特別会計繰出金を追加し、除雪機購入費400万円の減額であります。

第9款消防費は、1, 322万2, 000円を追加計上いたしました。広域消防負担金の増額であります。

第10款教育費は、111万9, 000円を追加計上いたしました。小学校費、中学校費、文化会館費の図書購入費の増額であります。

第12款公債費は、1, 730万円を増額計上いたしました。地方債元利償還金の増額であります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げます。よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）の細部説明をいたします。

令和3年度川場村の一般会計補正予算（第8号）では、歳入歳出それぞれ4億3, 045万7, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1, 779万8, 000円とするものです。

第2条では、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は第3表地方債補正によるということでございます。

6ページをご覧ください。第2表、繰越明許費、これは款項を省略させていただき、事業名、計画等を説明いたします。

まず、役場新庁舎建設事業5億9, 797万円、この事業につきましては本年2月に着工いたしましたので、事業経費を繰り越すものとなっております。

交流ホール建設事業3億円、むらの学習館建設事業4億円、この2件につきましては国の補正予算関連でございます。令和4年3月に交付決定の予定となっておりますので、これも繰り越して事業を行います。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業3, 830万円、これは今年2月から9月までの期間を申請期間としておりますので、この経費を繰り越させていただきます。

社会保障・税番号制度システム整備事業85万3, 000円、当初令和4年度に事業を実施する予定でしたが、急遽国のほうから令和3年度から事業実施するよにということでありましたので、85万3, 000円を令和3年度から行うことになりましたので、この額を繰り越します。

群馬県林業・木材成長産業化促進対策事業636万6, 000円、これは林業機械の補助金に充てるものですが、重機の納入が本年度には期待できないということから、この事業を繰り越します。

林道太郎線改良事業につきましては812万円、これは積雪によりまして工事がなかなか進まなかったということから、繰り越させていただきます。

そして、繰越明許費の合計が13億5,160万9,000円となっております。

7ページ第3表地方債補正になります。

1追加、一般補助施設整備等事業債、限度額3億3,170万円、この内訳が交流ホール建設事業に1億3,470万円、むらの学習館建設事業に1億9,700万円を充当することとなっております。

2変更になりますが、公共施設等適正管理推進事業債、補正前の限度額が5億5,820万円ですが、補正後の額を5億9,590万円といたします。

一般事業債につきましても補正前の限度額4億4,070万円を、補正後の額として3億8,390万円といたします。

その下の防災・減災国土強靱化緊急対策事業債1億7,600万円は、当初エネルギーセンターのボイラーに充当する予定でしたが、ボイラーを入れることが令和3年度にできなかったため、この額を全額削っております。

また、緊急自然災害防止対策事業債300万円ですが、これは治山事業の負担金ですが、負担金の額が130万円となったために、起債を起さずに一般財源で対応することから、この額もゼロ円とさせていただきます。

続いて8ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、歳入ですが補正前の額46億8,734万1,000円、補正額につきましてはご覧のとおりで、補正額合計が4億3,045万7,000円、歳入合計を51億1,779万8,000円とするものです。

9ページの歳出になりますが、補正前の額合計が46億8,734万1,000円、補正額は各款の補正額はご覧のとおりで、補正額合計を4億3,045万7,000円とし、歳出合計を51億1,779万8,000円とするものです。

補正予算額の財源内訳といたしまして、国県支出金が3億2,281万7,000円、地方債の合計が1億3,360万円、その他が6,654万5,000円の更正減。一般財源を4,058万5,000円とするものです。

10ページをご覧ください。

歳入になりますが、まず補正予算第8号では、事業実施に伴い、確定した予算額の調整を行ったものとなっております。その中で、村税2項固定資産税がマイナスの555万4,000円となっておりますが、この内訳といたしますと、まず償却資産が422万円ほど増額となっておりますが、コロナ特別減税で家屋分が553万6,000円、償却資産分が399万5,000円それぞれ減額されております。特別減税で減額されておりますので、ここでは555万4,000円の減額となっております。

11ページ2段目の森林環境譲与税になりますが、215万4,000円増加となっておりますが、これは国

からの通知によりまして増額となっております。

続きまして、12ページの一番下の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金ということで、先ほど固定資産税のところ、家屋分と償却資産分がコロナ減税で減額したということをお知らせしましたが、その減収補填ということで、固定資産税が減った分をこの交付金で952万9,000円国から交付されております。

続いて13ページになりますが、2段目の使用料、観光使用料が200万円ほど減額となっております。観光スポーツ施設使用料がマイナス200万円。当初予算で250万円を予定しておりましたが、そのうちの200万円をここで減額しております。

続きまして、14ページの下の方の国庫補助金の総務費国庫補助金をご覧くださいませ。総務費国庫補助金の一番下に地方創生拠点整備交付金というものがござります。3億3,170万円ですが、これの内訳をいたしまして、交流ホール建設事業に1億3,470万円、むらの学習館建設事業に1億9,700万円がこの補助金から充当されます。

続きまして、17ページの商工費県補助金になります。愛郷ぐんまプロジェクトと連携した地域限定クーポン等の補助事業費補助金がマイナスの275万円となっておりますが、当初650万円の事業を予定しておりましたが、群馬県で愛郷ぐんまキャンペーンの期間を短縮したことによりまして、事業期間が短くなったことから、ここで275万円を更正減させていただき、補助金を375万円とさせていただいたところです。

続いて18ページになります。18ページの一番目に一般寄附金が700万円とありますが、これは2者から寄附金を頂き、500万円と200万円を頂きました。その下のふるさと寄附金は200万円を減額しております。

19ページ一番下の村債につきましては、7ページのところで説明させていただきましたので割愛させていただきます。

続いて、20ページ、歳出になります。

まず、各項目において確定した予算額の補正を行ったもので、ほとんどの項目で構成減となっております。また、コロナウイルスによりまして、事業の縮小、中止によるものも多くあります。

その中で、まず20ページの議会費、7節報償費で講師料ということで33万円を追加しております。

続きまして、予算の確定に伴いほとんどのところでマイナスになっておりますが、24ページをご覧くださいませ。24ページの2段目、積立金のところ、その他基金積立金が3億3,305万4,000円となっております。この内訳を申し上げますと、財政調整基金が2億8,170万円、役場庁舎基金が5,000万円、森林環境譲与税基金が135万4,000円、合わせて3億3,305万4,000円となっております。

また25ページ一番上に、代替バス運行費補助が598万1,000円減額となっておりますが、村から関越交通へ出す補助金がマイナスになったわけですが、関越交通で人件費及びバスの修繕費が当初より減額となったため、ここで減額しております。

続いて、27ページになります。27ページの新拠点構想推進費の中で、委託料をご覧くださいませ。役場庁舎建設工事監理委託料が1,950万3,000円減額されております。このことによりまして、854万7,000円で工事監理委託料を令和3年度は実施しております。854万7,000円となります。

交流ホール建設工事監理委託料が新たに558万8,000円、むらの学習館建設工事監理委託料が840万4,000円それぞれ追加されております。また、その他委託料の中で、測量登記業務委託料100万円、その下の将来小路設計業務委託料2,024万円は全額ここで更正減しております。

工事請負費の中で、役場庁舎建設工事が3億2,413万4,000円減額されております。このことによりまして、令和3年度の建設工事が9億7,897万円となっております。また、むらの学習館建設工事4億円、交流ホール建設工事3億円がそれぞれ追加されております。

その下の振興拠点構想用地購入費が2億627万5,000円を更正減されております。当初予算で4億円予算化されておりましたので、令和3年度の事業費といたしますと1億9,372万5,000円となっております。

その下のインターネット仮想ブラウザ機器購入費ということで、770万円減額しております。これはコロナ交付金で整備するものとなっておりますが、ここで770万円を減額したことによりまして、コロナ交付金を有効に活用するために教育委員会費の中で、その金額を図書購入のほうに充てております。このことについてはまた後ほど触れさせていただきます。

続いて、大分飛んで申し訳ないですが、32ページの一番上になります。繰出金といたしまして、国民健康保険事業特別会計繰出金が348万2,000円増額となっておりますが、このうちの262万8,000円が国、県からの補助金で賄っております。262万8,000円を補助金で対応しているということになります。

そのページの一番下から2番目にデイサービスセンター大規模修繕費32万2,000円が追加されておりますが、これはデイサービスセンターの電気系統、キュービクルの塗装工事を行うものでございます。

次のページ、33ページ中ほどに繰出金がございまして。後期高齢者医療特別会計繰出金が154万3,000円追加、一方、介護保険事業特別会計繰出金が72万5,000円減額となっております。

続きまして、35ページに保育所費の負担金補助と交付金の中ほどにあります保育士等処遇改善臨時特例事業補助金48万7,000円がございまして。これは、保育士の処遇改善ということで、全額国庫補助金を充当しております。

また、各項目で更正減が続いておりますが、その中で40ページをご覧くださいませでしょうか。40ページ、保健衛生費の備品購入費が86万円追加されております。会場設営と備品購入ということでございまして、これはモデルナ用の冷凍庫の非常電源装置をここで整備するものでございまして。

続きまして、飛んで申し訳ないですが、44ページをご覧くださいませでしょうか。44ページ地籍調査事業費になります。その中の準備委託料で126万,5000円追加されております。この追加理由といたしますと、別所地区で地籍調査を行ったわけですが、別所地区が湯原1地区と湯原3地区に分かれておりまして、その間に村道が通っておりまして、その村道の分筆を行わないと地籍調査が完了しないということから、この126万5,000円をもって村道の分筆業務を行うものとなっております。

そして、その下45ページになりますが、林業振興費、12委託料の中で、境界明確化業務が600万円更正減されておりますが、これは令和3年度に明確な業務が実施できなかったことから、600万円予算全額の更

生減となっております。

続いて、47ページになります。47ページの上から2段目、委託料の中で観光誘客促進事業委託料が250万円ほど更正減されておりますが、これは歳入のところでも申し上げましたが、群馬県の実施する愛郷キャンペーンが期間短縮されたことにより、ここで補正減となっております。

48ページの一番下に、道路維持費の委託料ということで、除雪作業委託料は1,200万円追加となっております。これは、本年度は、積雪が例年以上に多く、除雪の委託料に1,200万円ほど追加いたしました。

また、次のページの一番上に除雪機購入費が400万円更正減されておりますが、除雪機を購入した際の入札差金等によるものでございます。

続いて、51ページをご覧ください。51ページの中ほどに消防施設費負担金及び交付金があります。広域消防負担金が1,490万2,000円追加されておりますが、これは国勢調査人口が確定したことによりまして、川場村の負担が増えたこととなります。全員協議会でもご説明いたしましたが、この負担が増えたのが川場村、片品村、昭和村、この負担金が減ったのが沼田市とみなかみ町となっております。

続いて、教育委員会に移りますが、54ページをご覧ください。54ページ小学校費備品購入費であります。ここで、図書購入費を150万円追加いたしました。コロナ交付金が総務費のところでは減額されたことから、その交付金を有効に活用するために、小学校費で150万円、それから次のページの55ページの中ほどに、中学校の図書購入費ということで同様に150万円、そして次の56ページで、文化会館費、図書購入費、56ページ上から2番目になりますが、備品購入で図書購入費600万円ということで、交付金を使って図書を整備していくということでございます。

続いて、58ページになります。給食費になりますが、給食賄材料費が120万円ほど追加されておりますが、内訳といたしますと非常食購入費が60万円ほど、材料高騰による予算措置が60万円ということになっておりますが、非常食の購入60万円分は、先日川場給食センターの調理員がコロナウイルスに感染したということで、急遽給食を取りやめ非常食対応したことがあります。備蓄していた非常食をそこで使用したため、この補正でいざというときの非常食を追加するものでございます。

それから、最後に12公債費が、元金、利子合わせて補正額で1,730万円ほど追加されておりますが、これは令和3年度に借り入れる分の償還金をここで予算化したものとなっております。

細部説明は以上とさせていただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） コロナの交付金を使って図書のほうに充てるというのは、かなり大きな金額ですけれども、

その購入はどのような方法で、書籍の選定だとかそういうことも含めて教えてください。

○議長（角田文雄君） 布施局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 黒田議員のご質問にお答えしたいと思います。

小学校、中学校、図書室ですけれども、ある業者さんが通常図書を購入するときに入っておられます。その業者さんが小学校の状況、中学校の状況、それから図書室の図書の状況についてある程度把握をされておりますので、今相談しているところです。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 業者さんをお願いしているということで、適切な選定がされるのかと思うんですけれども、改めて生徒児童にリクエストとか、そういう考えはありますか。

○議長（角田文雄君） 布施局長。

〔教育委員会事務局長 布施伸一郎君発言〕

○教育委員会事務局長（布施伸一郎君） 小学校、中学校につきましては、先生方にも選定のほうに加わっていただき、今リストを上げている最中でございます。

以上です。

○議長（角田文雄君） 黒田議員。

〔8番 黒田まり子君発言〕

○8番（黒田まり子君） 以上で終わります。よろしくお願いします。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

7番星野議員。

〔7番 星野孝之君発言〕

○7番（星野孝之君） 45ページになります。2目林業振興費の中の境界明確化業務の減額600万円、これは事業をやらなかった理由を教えてください。

○議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えします。

お答えします。

境界明確化事業につきましては、前段として所有者の意向調査というのを行っております。それが年度の前半までかかりまして、その後現地のほうに仮ぐい等行う現地を立ち会ったりします。その際に、役場職員等だけではなく専門的に森林組合と委託する予定ですが、他町村との業務が重複しておりまして、今年度はちょっとその業務ができないということで、今年度の着手を断念したという経緯でございます。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

3番小菅議員。

〔3番 小菅秋雄君発言〕

○3番（小菅秋雄君） 26ページで、東京オリパラホストタウン推進委員会補助金、これ流れを聞かせていただきたいと思います。

それと、同じく26ページの下で、地域おこし協力隊消耗品費で20万円とありますが、これも詳しくお伺いしたいと思います。

○議長（角田文雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） お答えいたします。

オリパラホストタウン推進事業の補助金でございますが、東京オリンピックパラリンピックのホストタウン、アメリカのホストタウンに川場村になっておまして、関連する事業を行う予定でしたが、コロナの関係があったりして、各種事業がいろいろと中止になっております。この予算に関しては補助金として推進委員会に100万円ほど補助を出していますから、事業があまりなかったということで、残りの90万円を精算という形で戻入して補正減になっているということです。

それから、地域おこし協力隊の消耗品ですが、地域おこし協力隊が活動する際に村のほうから活動費の一部を負担するというので、消耗品と活動するための材料費だとかそういったものを消耗品ですね、村のほうでも負担するのですが、これをある程度今年度事業固まったということで、不用となった20万円を補正減するというものでございます。

以上でございます。

○議長（角田文雄君） 3番小菅議員。

〔3番 小菅秋雄君発言〕

○3番（小菅秋雄君） ありがとうございます。

それと、41ページ、ごみステーションの建設費7万8,000円とありますが、どこを作ったのでしょうか。

○議長（角田文雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮田重雄君発言〕

○住民課長（宮田重雄君） 41ページのごみステーションの工事請負費でございますが、お答えさせていただきます。

場所については、大谷地地区望郷ライン、大谷地地区の入り口にあるんですけども、大変場所がよくて、あそこを通る他市町村の方があそこでごみを投じていくということで、たまたま大谷地地区の方が土地を提供するという話がありましたので、そちらへ移す工事費でございます。

以上です。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

小菅議員。

〔3番 小菅秋雄君発言〕

○3番（小菅秋雄君） 分かりました、ありがとうございました。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

1番津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） 質問いたします。

先ほど星野議員と質問事項は重複しておりましたが、ちょっといま一つ私も理解しておかなければならないようなことがございましたので、関連いたしまして説明お願いしたいと思います。

利根沼田の現在行われている林業成長化産業というんですか、10億円の事業、村長が中心になって導入していただきまして、また木材価格もこのところ値が上がっているというようなことで、荒れた山を整備したり、あるいは売りたいというような希望も出ているようでありまして、極めてこの境界の調査の関係、明確化については重要な事業であるかと思っております。4,600万円も計上していただきまして、先ほどの理由で実施できなかったことは非常に残念に思っております。

それで、今後所有者も世代が代わってしまって、戦後植林した山林が60年ぐらいたって、伐期が来ていて、しかも手入れがされないままに、ツルやあるいは間伐、いろんな獣害も含めて被害が起きているように思います。所有者もあんまりよく境界が分からない。それから、共有林等もございまして、それもよく分からない、売ることも経験がない世代に移っているわけでございますので、今後この境界をどのように明確化を、業務をしていくか、あるいは何年ごろ始めて何年ごろには終了をしたいかその辺のところをお聞きできればありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（角田文雄君） これは津久井議員、45ページの。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） ページは45ページですね。この委託料の600万円の。

○議長（角田文雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） お答えいたします。

予算に対しての質問では大分逸脱しているような気もしているわけですが、総体的な部分では、今国土調査が湯原まで来たという状況の中で、やはり山のほうはやっていない状況で、津久井議員ご指摘のように、所有者の分かっている方が年々高齢化をして分からなくなっているという状況の中で、今回明確化は後山等から始めるということで予定をしたわけでありまして、これにつきましてはやめたということではなく、次年度に送るということでございますので、令和4年度からそちらの減額したものをまた行う予定でありまして、後山、生品、立岩、萩室という形で徐々に上げていかなければならないということでありまして、これについては非常に金額もかかったり、年数もかかることでありまして、村単独事業の仕事でできないということでありまして、県、国とのこういった補助事業を活用しながら、徐々にやってまいりたいということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（角田文雄君） 津久井議員。

〔1番 津久井俊雄君発言〕

○1番（津久井俊雄君） よく理解できましたので、質問を終わりたいと思います。

○議長（角田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号 令和3年度川場村一般会計補正予算（第8号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第20号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第21、議案第20号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第20号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ597万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億2,902万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、被保険者の修正申告に伴う保険税が492万円増加となり、新型コロナウイルス感染症の影響による各教室や生活習慣病予防事業の中止で、都道府県支出金を197万1,000円減額、保険給付費等の補填として繰入金302万2,000円を追加するものであります。

次に、主な歳出であります。本年度の実績を踏まえ保険給付費の増加が見込まれるため、230万円を増額し、新型コロナウイルス感染症の影響により、各教室及び生活習慣病予防事業の中止で、保健事業費139万1,000円を減額し、被保険者保険料還付金や交付金償還金のため、諸支出金248万8,000円、保険給付費の支出予測が困難であるため、予備費250万円をそれぞれ追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月22日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了

承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号 令和3年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第21号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第22、議案第21号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第21号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,615万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫支出金1,321万8,000円を増額し、支払基金交付金188万7,000円、県支出金378万1,000円、繰入金934万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

なお、国庫支出金等につきましては、保険給付費の実績予定分や、過年度分の確定に伴い増額交付される予定でございます。

また、繰入金の基金繰入金については、今年度保険料が改定され、財源が確保されたため減額するものであります。

次に主な歳出であります。要支援及び要介護認定者の変動等に対応するため、保険給付費の介護サービス等諸費277万8,000円を追加し、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止で、地域支援事業費439万5,000円を減額し、保険給付費の支出予想が困難であるため、予備費308万2,000

0円を追加するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月22日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号 令和3年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第22号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第23、議案第22号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第22号 令和3年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,277万7,000円とするものであります。

歳入であります。保険料の確定に伴い289万3,000円を減額し、繰入金154万3,000円、諸収入32万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、主な歳出であります。総務費15万円を増額し、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴い149万1,000円を増額し、予備費267万円を減額するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 2 2 号 令和 3 年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和 3 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（角田文雄君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号 令和 3 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第 2 3 号 令和 3 年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 6 万 9,0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5,7 5 8 万 4,0 0 0 円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、当初 5 名の新規加入者を見込んでおりましたが、1 0 名に増加したため、水道新規加入金を 5 0 万円追加、金山平浄水場非常用発電機修理等に伴い、水道事業基金繰入金 1 9 1 万 4, 0 0 0 円を追加補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、先ほど歳入でも申し上げましたが、非常用発電機の修理を中心に水道管理費を 1 7 2 万円追加、令和 2 年度分の償還額が確定をしたため、公債費を 6 7 万円追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 2 2 日に開催されました川村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。  
質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、議案第23号 令和3年度川場村水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 議案第24号 令和3年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（角田文雄君） 日程第25、議案第24号 令和3年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第24号 令和3年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ131万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億14万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、公営企業会計適用に伴い、令和2年度より借入れを実施しておりますが、その償還額が確定したため、一般会計繰入金を109万2,000円追加補正するものであります。

歳出の主な内容ですが、先ほど歳入でも申し上げましたが、令和2年度分の償還額が確定したため、公債費を115万円追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る2月22日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入・歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑してください。  
質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号 令和3年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 議案第25号 令和4年度川場村一般会計予算について

◎日程第27 議案第26号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について

◎日程第28 議案第27号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計予算について

◎日程第29 議案第28号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第30 議案第29号 令和4年度川場村水道事業特別会計予算について

◎日程第31 議案第30号 令和4年度川場村下水道事業特別会計予算について

○議長（角田文雄君） 日程第26、議案第25号 令和4年度川場村一般会計予算についての件から、日程第31、議案第30号 令和4年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件を一括審議いたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第25号 令和4年度川場村一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

川場村第4次総合計画に掲げた村づくりの施策の実現を目指す村の基本方針である農業プラス観光に環境を加えた新たな施策の推進を図るとともに、新庁舎建設事業に重点を置いた予算編成といたしました。

さて、令和4年度の一般会計当初予算の総額は3億2,228万円で、前年度と比べ0.6%、2,130万4,000円の増であります。

歳入の内容を財源別に見ますと、村税等の自主財源が1億7,438万7,000円で、歳入全体の32.4%となります。地方交付税や国庫支出金等の依存財源が2億4,789万3,000円で、67.6%を占めています。

依然として厳しい財政状況に変わりませんが、村税やふるさと寄附金を中心とする自主財源の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、歳出の内訳を性質別に見ますと、地方自治体の一般歳出のうち支出をすることが制度的に義務づけられ

ている経費である義務的経費が10億6,355万5,000円で、歳出全体の29.4%、普通建設事業費などの投資的経費が11億466万1,000円で、30.5%、その他の経費が14億5,406万4,000円で、40.1%を占めております。

具体的な項目に入りますが、歳入では村税が3億6,525万9,000円の計上であります。収納実績を勘案し、前年度比1.4%の増であります。地方交付税は10億8,000万円の計上で、前年同額であります。

国庫支出金は1億9,284万2,000円の計上で、7.8%の減、金額にして1,631万2,000円の減であります。社会資本整備総合交付金等の減によるものであります。

県支出金は1億8,245万9,000円の計上で、7,429万4,000円、28.9%の減であります。農地耕作条件改善事業交付金の減によるものであります。

寄附金は7,909万5,000円で、20%の増であります。ふるさと寄附金の増によるものであります。

繰入金は5億6,540万円の計上で、34.7%の増であります。財政調整基金、役場庁舎整備基金、ほたかの里基金等の繰入れを計上いたしました。

村債は8億6,950万円で、5.5%の減であります。役場庁舎建設に対しての公共施設等適正管理推進事業債、一般事業債等を予定しております。

歳出であります、主なものを説明いたします。

総務費では、ふるさと寄附金に伴う返礼品代や関係経費、役場庁舎建設工事管理委託料、役場庁舎建設工事請負費や参議院議員通常選挙費などを計上いたしました。

民生費では、社会福祉事業委託料、認定こども園運営費補助金などを計上いたしました。

また、国民健康保険事業、後期高齢者医療及び介護保険事業、それぞれの特別会計への繰出金1億7,294万7,000円を計上しました。

衛生費では、各種検診委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業、清掃施設組合負担金などを計上いたしました。

農林水産業費では、農道や水路整備のための小規模土地改良事業、多面的機能支払交付金事業、竹林整備事業などを計上いたしました。

商工費では、企業誘致奨励金、施設管理委託料を計上しました。

土木費では、村道舗装補修等工事請負費、橋梁点検委託料などを計上いたしました。また、下水道事業特別会計への繰出金1億3,983万円を計上しました。

消防費では、広域消防負担金が昨年に比べ増額計上されました。

教育費では、国際交流事業費にイングリッシュキャンプ・セミナー補助金を計上しました。

次に、議案第26号 令和4年度川場村国民健康保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

日本の医療保険制度の中核として、国民健康保険制度は地域住民の医療の確保と健康増進に、大きな役割を果たしているところでございます。平成30年度から国民健康保険の財政運営を群馬県が担っており、県内での

保険料統一を見据え、昨年度より算定方法を4方式から3方式へ変更を行い、2年目の年となります。現在、県内のどこに住んでいても同じ所得で同じ世帯構成であれば、同じ保険税率にすることを目標に協議を進めております。

さて、令和4年度の予算であります。令和3年度の保険給付費等の支払い状況及び予定できる財源を基に、歳入歳出予算の総額を4億2,809万5,000円といたしました。これは、前年度当初予算と比較して13.1%の増となり、金額にして4,942万1,000円の増額となります。

主な歳入では、国民健康保険税8,980万円で、114万4,000円の増。都道府県支出金2億9,420万2,000円で、3,598万9,000円の増で、要因といたしましては、現在コロナ禍ではありますが、被保険者が令和3年度にコロナ前と同水準の医療を受け、保険給付費の上昇が見込まれるため、増額となっております。

次に、歳出であります。歳出予算の67.7%を占める保険給付費が2億9,000万6,000円、前年度に比べ3,600万円の増額となります。

国民健康保険事業納付金については、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、1億1,702万円を計上しました。

以上が、令和4年度予算の概要であります。生活習慣病を予防するための食生活の改善や、病気を事前に予防するための保健事業に力を入れ、医療費の削減に努めていきたいと思っておりますので、議員各位のご理解をお願いするところであります。

次に、議案第27号 令和4年度川場村介護保険事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

介護保険事業は、介護を必要とする方を社会全体で支え、利用者の選択による総合的なサービスを安心して受けられる制度として平成12年に発足をいたしました。また、令和2年度に第8期介護保険事業計画の策定を行い、2年目となりました。

さて、令和4年度の予算であります。第8期介護保険事業計画を基に保険給付費等の状況を踏まえ、歳入歳出予算の総額を4億9,450万1,000円といたしました。これは前年度当初予算と比較して約4.2%、金額で1,975万8,000円の増額となります。

主な歳入では、介護保険計画の保険料変更に伴い介護保険料が1億105万8,000円で、前年度に比べ2.6%、金額にして259万円の増額となっております。

国庫支出金、支払い基金交付金、県支出金、繰入金の増額は、保険給付費の増額によるものであります。

歳出であります。歳出全体の90%を占めております保険給付費であります。介護保険事業計画及びサービス利用実績から4億4,439万6,000円、前年度に比べ1,990万1,000円の増額となっております。

地域支援事業費については、包括支援システム改修委託料の減額により前年度に比べ0.9%、金額にして29万7,000円の減額となっております。この保険給付費を村の要介護及び要支援認定者の利用額に換算してみますと、1人当たり年額でおよそ209万6,200円となるものであります。

このように保険給付費は、今後の高齢化の進行により年々増加傾向にあります。介護が必要となっても、できる限り自立した生活ができますよう介護保険を利用される高齢者の皆さんに信頼される介護保険事業であるよう今後とも努力をしてみたいと思いますので、議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第28号 令和4年度川場村後期高齢者医療特別会計予算について提案説明を申し上げます。

平成20年度から発足し、高齢者医療を支えている後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出ともに予算の総額を前年比5.3%の増となる9,550万9,000円といたしました。

主な歳入であります。75歳以上被保険者の方から納めていただきます保険料が3,146万4,000円になり、前年度に比べ22万5,000円の増額となっております。この保険料の負担割合は、県内市町村が全て同率となっております。村内被保険者が納めることになる1人当たり保険料に換算してみますと、年間でおおよそ5万4,200円になります。

歳出であります。事務費分となる総務費の479万円を除きますと、残りの予算額のほとんどを占める後期高齢者医療広域連合への納付金が9,026万8,000円となるものであります。

以上が、令和4年度予算の概要ですが、今後もこの制度が現役世代と高齢者が共に支え合う医療制度として、村民の福祉と健康の増進につながるよう、ご指導とご協力をお願い申し上げます。

次に、議案第29号 令和4年度川場村水道事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

水道事業の推進については、生活水の安定供給と安全な飲料水確保のため、今後長寿命化計画を策定して、施設及び管路の維持に努めてまいりたいと思います。

さて、令和4年度の予算であります。総額で6,916万5,000円となり対前年度比160.9%で2,617万3,000円の増額となります。

歳入であります。主な財源は水道使用料が3,628万8,000円で、歳入総額の52.5%を占めています。

その他一般会計繰入金139万9,000円、水道事業基金繰入金を823万7,000円、水道事業債を2,160万円計上いたしました。

歳出の主な内容ですが、金山平浄水場等、施設運転管理経費として1,105万5,000円、公営企業法適用支援業務委託料として2,160万円、料金徴収システム使用料として480万円、修繕工事請負費969万8,000円を計上いたしました。

また、公債費の地方債元利償還金279万8,000円を計上いたしました。

なお、不測の事態に備えて予備費に100万円を計上しております。

次に、議案第30号 令和4年度川場村下水道事業特別会計予算について提案説明を申し上げます。

下水道事業の推進については、平成4年度から開始された管渠整備はほぼ完了に至っております。今後においては、埋設された管渠や、浄化センター及びポンプ施設の維持管理業務に努めてまいります。早期に整備された施設や、機械器具については、耐用年数を迎えるものもあることから平成28年度から、国の補助を受け施設の長寿命化計画の策定に着手し、令和4年度においても継続して実施いたします。

国の法改正によりまして、公営企業会計への移行を令和6年度までに実施したいと考えております。

また、あわせて下水道事業特別会計のさらなる健全化に向け、加入率の向上に取り組みたいと考えております。

さて、令和4年度の予算であります。総額で2億6,033万6,000円となり、対前年度比132.6%、額にして6,401万6,000円の増額であります。

歳入であります。下水道使用料3,551万5,000円。下水道処理場電気設備改修等に伴う国庫補助金を3,300万円、下水道処理場電気設備公営企業会計移行に伴う下水道事業債を5,100万円計上いたしました。主たる財源は、一般会計からの繰入金1億3,905万円となっており、歳入総額の53.4%が特定財源に依存する状況となっております。

歳出の主な内容ですが、業務管理費として公営企業法適用支援業務委託料を中心に2,557万7,000円、処理場管渠管理費として、下水道長寿命化計画に基づき、処理場の電気設備の改修費など1億724万1,000円を計上いたしました。

また、地方債の元利償還として1億2,280万6,000円を計上いたしました。今後も未加入者の加入促進を図り、自主財源の確保に努めるとともに、水源地域であることを自覚し水質保全と生活環境整備のため事業を進めてまいります。

なお、後期高齢者医療特別会計以外の特別会計予算につきましては、去る2月22日に開催されました各運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、細部につきましては担当課長から説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（角田文雄君） ここで担当課長の細部説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 角田圭一君発言〕

○総務課長（角田圭一君） それでは、令和4年度川場村一般会計予算の細部説明をさせていただきます。

令和4年度川場村の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ36億2,228万円と定める。

第2条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は第2表、債務負担行為による。

第3条、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表、地方債による。

第4条、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

令和4年3月3日提出 川場村村長 外山京太郎

7ページをご覧ください。

7ページでは、第2表、債務負担行為でございます。土地開発公社に対する債務保証ということで、令和4年度以降事業費借入金償還期間の満了の日まで、限度額2億円といたしました。

役場新庁舎建設事業、令和5年度5億347万7,000円としております。

8ページでは、第3表、地方債になります。まず、臨時財政対策債、限度額3,000万円ですが、この臨時

財政対策債というものは、交付税原資の不足を補うもので、国と地方で折半し、地方分は起債し、その方分というのがこの3,000万円になります。地方分は起債し、翌年度以降全額交付税措置されるものとなっております。

続いて、公共施設等適正管理推進事業債5億9,760万円ですが、このほとんどが役場庁舎本体に充当されるものとなります。また、一般事業債2億3,890万円ですが、役場庁舎に充てられない渡り廊下ですとか、エネルギーセンターをこの一般事業債で賄うこととなります。緊急自然災害防止対策事業債300万円は、治山事業の負担金となります。

地方債の合計が8億6,950万円となります。

11ページへお進みください。

11ページでは、歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず歳入ですが、主な増減理由及び前年度比につきましては、先日の全員協議会で説明させていただきましたので、この明細書の説明は割愛させていただきます。

歳入総額としまして、12ページをご覧ください。

歳入合計本年度予算額36億2,228万円、前年度予算額36億97万6,000円、比較2,130万4,000円の増となっております。0.6%の増となっております。

13ページ、歳出になります。

本年度予算額36億2,228万円、前年度予算額36億97万6,000円、比較2,130万4,000円、0.6%の増となっておりますが、本年度予算額の財源内訳をご覧くださいと、国県支出金が3億7,530万1,000円、地方債が8億9,350万円、その他3億1,339万円、一般財源20億9,408万9,000円となっております。

15ページへお進みください。

歳入の詳細説明になります。村税、村民税1目個人のところで、現年度課税分が7,774万5,000円となっておりますが、この算出根拠といたしますと、均等割が、納税義務者1,070人掛ける3,500円、それに所得割が7,400万円を見込んでおります。

また、その下の現年度課税分、今度は普通徴収になりますが、2,375万円を見込んでおりますが、内訳といたしますと均等割が500人掛ける3,500円、所得割が2,200万円を見込んでおります。また、法人のところで、均等割が707万円となっておりますが、法人には1号法人から7号法人までありまして、合わせて83社の均等割の額となっております。また、法人税割ですが、前々年度の調定額の50%をここで予算化しております。

続いて、固定資産税に移りますと、固定資産税が2億195万4,000円となっております。この算出根拠は、前年度最終調定額の97%に、税率0.014を乗じて得たものとなっております。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、985万2,000円、これは国有林に係るものとなっております。

続いて16ページに参ります。

16ページの入湯税が38万5,000円となっております。入湯税は、村内に1泊された方には150円かかって、2万3,400人を見込み、日帰り温泉を利用する方には50円の入湯税で6万5,000人を見込んでおります。

続いて17ページの2番目、森林環境譲与税が1,443万5,000円、前年度比543万5,000円ということで増えているわけですが、これが農林業センサスで森林率に変更がございまして、従前は83%森林率ということだったのですが、今回のセンサスで86.5%に森林率に変更になっております。

続いて、19ページをご覧ください。

19ページの一番上に地方特例交付金というものがございまして、300万円増額ですが、これは住宅ローン減税の減収補填となります。続いて、その下の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、これは令和3年度に限った交付金でしたので、令和4年度は廃目とさせていただきます。その下、地方交付税は10億8,000万円、これにつきましては前年同額となっております。

続いて、20ページ中ほどにあります使用料、総務使用料の中の田園プラザ使用料につきましては前年同額となっております。観光使用料、次ページの観光使用料につきましても前年同額、土木使用料につきましても、住宅使用料が減額になっておりますが、これは入居者の所得により変動するものとなっております。この43万8,000円が全額公営住宅の使用料から減額されております。

続いて、教育使用料ですが6万6,000円ほど減額となっておりますが、歴史民俗資料館の入館料が6万6,000円減額となっております。

21ページ、下ほどの民生手数料になりますが、学童保育料が181万円減額になっておりますが、従来保育料とおやつ代と教材費を全てここで収入していたわけですが、今回学童保育料のみこの手数料で受け、おやつ代、教材費は雑入のほうで受けております。そのための減額となっております。

続いて、22ページ中ほど、国庫負担金の保育所措置費負担金になりますが、5,433万3,000円ありますが、こども園の入園児童数が令和3年度は109人であったところ、令和4年度は97人を見込み、約12名の減少となっております。そのための減額となっております。また、その目の5節、児童手当交付金も減額となっております。理由といたしますと、本年中学を卒業する児童が29名おりますが、新たに令和3年度に生まれてくる子供が15名程度であろうということで、14から15名の児童が減っていくということから、令和4年当時においても同様に14から15名減るということから、額が減っております。

23ページになります。

一番上に、衛生費国庫負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金がありますが、これについては、前年度比752万2,000円増額となっております。それに代わってその下の国庫補助金の3、衛生費国庫補助金の一番上にあります衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金が、令和4年度は887万4,000円となっておりますが、令和3年度はこの額が2,095万8,000円ということで、国庫負担金と国庫補助金の間で予算の組替えが行われているということになります。

また、その欄の一番上にあります総務費国庫補助金で、地方創生推進交付金が2,017万2,000

円ということで、今回新たに項目立てされております。これにつきましては、事業費の半分が交付金として歳入されるということから、同額を一般財源で持ち出さなければならないのですが、その一般財源分は後年度に全額交付税措置されるということとなっております。

また、その23ページの一番下に、戸別所得補償制度推進事業費補助金が193万1,000円ということで、例年より額が大きくなっていますが、これは水田台帳システムのデータ移行に対して、国からの補助金があるということになっております。

続いて24ページ、一番上にあります土木費国庫補助金が前年度比2,903万2,000円ほど減額になっております。この大きな理由といたしますと、除雪機の購入費が2,000万円、橋梁補修工事が1,250万円令和3年度にあったのですが、令和4年にはこれがなくなったということになります。そして、令和4年度予算の社会資本総合整備交付金1,377万8,000円ですが、これの内訳といたしまして、橋梁点検費に815万1,000円、橋梁計画更新が62万7,000円、除雪費が200万円、凍結防止剤散布機が300万円という内訳になっております。

続きまして、26ページをご覧ください。

県支出金、一番上の総務費県補助金になります。2節の電源立地地域対策交付金440万円ですが、これは令和4年度にこの交付金を使いまして、村道富士山線の舗装工事を行うこととなっております。

そのページの一番下に農林水産業費県補助金、前年比7,759万7,000円ということになっておりますが、主な理由といたしますと林業モデル事業が3,100万円、上宿原地区土地改良が4,500万円それぞれ減額になっているものが大きな要因となっております。

また、その説明欄の中で小規模農村整備事業補助金というのが1,159万5,000円ほどありますが、令和2年度は3地区の小規模整備を予定しております。上宿原農道、東溝又の水路、大塚地区の水路、その3点が小規模事業で行われます。

27ページになります。上から2番目に農地耕作条件改善事業交付金が1,200万円ありますが、これは上宿原地区の土地改良に伴う換地業務の交付金となります。

また、その下の「はばたけ！群馬の担い手」支援事業200万円ですが、コンバイン1台を導入予定となっております。

その下の林業費補助金の中のぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金が1,675万円ありますが、主なものといたしますと竹林整備に1,300万円、森林整備に330万円が予定されております。

続いて、28ページになります。上段2番目に選挙事務費委託金ということで、令和4年度は7月に参議院の通常選挙が予定され、令和5年の3月になってから県議会議員の選挙の事務が始まる。実際に県会議員は令和5年の4月に投開票が行われるのですが、その前から選挙事務が行われるということで、ここで2つの選挙の委託金を取っております。

続いて29ページの一番上に、一般寄附金1,859万5,000円がありますが、これは世田谷区からの寄附金となっております。

その下に、ふるさと寄附金ということで6,000万円ありますが、これは昨年5,000万円でしたが、本年は1,000万円の増額を見込んでおります。

18基金繰入金の内訳ですが、財政調整基金を今年度は4億2,000万円見込んでおります。前年比1億9,570万円増額となっております。ほたかの里基金につきましても、今年度は3,300万円、前年度比1,700万円ほど増えております。

森林環境譲与税基金繰入金は、前年度同額の600万円。役場庁舎整備基金繰入金が今年度10億640万円、前年度比6,700万円の減となっております。

続いて、30ページの1雑入の欄で、代替バス運行負担金278万3,000円というものがございまして、これは関越交通を運行委託しているのですが、沼田市を走る距離分から、沼田市から負担金を頂く金額となっております。

1行飛ばして、てんぐ山公園管理負担金が598万1,000円ありますが、これは世田谷区からの雑入となっております。

31ページになりますと、下から4行目辺りに学童おやつ代及び教材費ということで193万円、ここで新たに追加されておりますが、これは民生手数料のところの説明させていただいたものとなります。

続いて32ページになりますが、21村債につきましては、8ページの第3表で説明させていただきましたので、この場では割愛させていただきます。

続いて、33ページ、歳出になります。

まず、歳出の給料、職員手当、共済費につきましては、事業ごとに計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

1款1項1目議会費は、本年度に比べて19万6,000円の増額となっております。

35ページ、2款1項1目総務費の一般管理費ですが、前年に比べて337万8,000円減額となっております。

39ページまで飛んでいただきまして、委託料の中の中ほどに、その他委託料、顧問弁護士委託料というのが50万円ございます。これは、例年ですと30万円だったのですが、近年顧問弁護士の先生に相談する案件も増えてきたということから、今回20万円に増額させていただいて、顧問弁護士委託料を50万円とさせていただきました。

それから、2行目ほど飛んで個人情報保護制度の見直しに伴う例規整備支援業務委託料253万円ですが、個人情報保護法が改正されることに伴いまして、村で持っている例規等を整備するのに当たりまして、今回の個人情報保護法の改正が大幅なものになりますので、漏れがあってはならないというところから業者に委託するものでございます。

また、1行飛んでいただき、地方公務員定年延長に伴う新制度支援業務委託料225万5,000円、これにつきましては令和5年度から公務員の定年延長となりますので、これにつきましても、これに関連する例規の整備を業者委託するものとなっております。

続いて、41ページをご覧ください。

4 1 ページ、中ほどその他補助金ということで職員厚生費補助金 2 2 5 万 3, 0 0 0 円、これは職員に対する人間ドックの補助金となります。また、次の群馬県市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業補助金 2 0 0 万円につきましては、令和 4 年度につきましては立岩地区がエアコン等を整備する予定となっております。

そして、1 行飛んでスズメバチの巣駆除費補助金ということで 2 万円ですが、これが新たに設けさせていただいた項目となっております。上限 1 万円で 2 名を今のところを見込んでおります。また、増えた場合は補正等で対応させていただければと思います。

続いて、4 5 ページまで飛んでいただきまして、4 5 ページの一番上の欄のその他委託料の財務書類作成支援業務委託料 2 4 2 万円とございますが、これは平成 3 0 年度から取りかかっているものでして、この財務書類の作成につきましては、国からこの作成が義務づけられているものでございます。公会計財務 4 表等の作成を行っております。

続いて、次のページ、1 枚めくっていただきまして、4 6 ページになりますが、一番上の欄のその他負担金中間サーバープラットフォーム運用負担金 2 0 9 万 6, 0 0 0 円、これはマイナンバーシステムに係るものでございます。また、その下の積立金の中のその他積立金 7, 6 4 3 万 5, 0 0 0 円の内訳ですが、ほたかの里基金に 6, 0 0 0 万円、減債基金に 1 0 0 万円、友好の森基金に 1 0 0 万円、森林環境譲与税基金に 1, 4 4 3 万 5, 0 0 0 円、合わせて 7, 6 4 3 万 5, 0 0 0 円になります。

4 7 ページの一番下の欄、需要費のふるさと納税特典経費が 2, 1 2 0 万円となっておりますが、歳入のところでふるさと納税を 6, 0 0 0 万円見込んでおります。その 3 0 % 返礼ということで、6, 0 0 0 万円に 3 0 % を掛け、その商品の送料を 3 2 0 万円見込んでおることから、ここで 2, 1 2 0 万円を予算措置させていただいております。

続いて、4 9 ページ一番上の欄にふるさと納税事務一括代行 8 6 2 万 4, 0 0 0 円がございます。これは「さとふる」ですとか、ふるさとチョイスなど、業者への委託料となっております。その欄の一番下に、地方創生推進交付金事業委託料というのが 3 2 1 万円ございますが、内訳といたしますと恋人の聖地のイベントが 5 0 万円、自然風景の撮影について 1 2 1 万円、ネイチャーフォトブック制作に 1 5 0 万円ほど見込んでおります。

続いて、5 0 ページになります。団体等補助金、その他補助金の中で民間賃貸住宅借地料補助金 2 9 万 6, 0 0 0 円、これは面積に応じて 3 業者に補助を出すものとなっております。また、その下の民間賃貸住宅家賃助成事業補助金 1 1 0 万 4, 0 0 0 円、これは 8 棟分を見ております。また、その欄の一番下に地方創生推進交付金事業負担金 5 0 0 万円というものもございますが、日本各地で恋人の聖地を名乗る団体がございまして、その団体と共同事業を行うための恋人の聖地共同事業負担金ということで、ここで 5 0 0 万円予算措置しております。

続いて、5 2 ページ、5 3 ページをご覧ください。このページで、よく目にするのが 4 0 周年記念イベントということがここで目に入りますが、本年令和 4 年 8 月に 4 0 周年記念イベントを予定しております経費となっております。あわせてギネスイベントも予定しております。

続いて、5 5 ページの一番上になります会計年度任用職員報酬 9 6 1 万 9, 0 0 0 円がございまして、地域おこし協力隊 5 名分を見込んでおります。

そして、57ページになります。新拠点構想推進費の中の委託料というところで、合わせて2,685万1,000円見ておりますが、役場庁舎建設工事監理委託料が1,139万6,000円、家具備品工事監理業務委託料が544万5,000円、家具等設計業務委託料が1,001万円となっております。また、工事請負費の欄は役場庁舎建設工事に10億1,077万円を見込んでおります。

64ページまで進んでいただいでよろしいでしょうか。64ページの一番下の目、県議会議員選挙費163万2,000円、先ほども申し上げましたが、県議会議員選挙が令和5年の3月下旬から事務が進められることから、令和4年度で予算化しております。

次ページ、65ページになりますと参議院通常選挙が予算化されておりますが、令和4年の7月に参議院の通常選挙が予定されているということでございます。

続いて69ページにお進みください。69ページの中ほどに繰出金がございます。国民健康保険事業特別会計繰出金が3,302万6,000円となっておりますが、これが前年度比428万8,000円の増額となっております。

続いて、72ページへ進んでいただきますと、これも繰出金ということで後期高齢者医療特別会計繰出金が6,240万8,000円、前年比455万9,000円の増、介護保険事業特別会計繰出金が7,751万3,000円、前年比321万5,000円の増、それぞれ増額となっております。

そして、78ページへお進みください。78ページ、上の欄の19扶助費のところ、児童手当がありますが、4,465万円、前年比218万5,000円の減額になっておりますが、歳入のところでも申し上げましたが、児童の数が14から15名程度減ってしまうんじゃないかというところで減額措置されております。同様に、保育所費の中の子供のための教育保育給付費負担金、これはこども園に対する負担金ですが、こども園の入園児童が減るために金額として575万5,000円ほど減額となっております。

続きまして、89ページまでお進みください。89ページでは、11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費ということで、前年度比414万9,000円ほど減額になっておりますが、令和4年度になってからのワクチン接種に係る事業費がここに計上されております。

続いて93ページへお進みください。93ページの一番上の欄、一般廃棄物処理基本計画改定業務委託ということで、一般廃棄物に係る基本計画の改定作業を行わなければならないために200万円予算措置しております。また、その下の欄の沼田市外二箇村清掃施設組合負担金が2,490万6,000円となっておりますが、前年度比290万5,000円ほど増えております。また、その下に広域化協議会負担金ということで40万5,000円ありますが、補正予算でもあったのですが、令和4年度から沼田の文化会館に事務所を設けて、広域的に協議していこうということで、ここで予算措置させていただいております。

続いて、97ページへお進みください。97ページでは、その他の補助金のところで「はばたけ！ぐんまの担い手」支援事業補助200万円、歳入でも申し上げましたが、コンバイン1台を見込んでおります。そして、200万円の歳入をそのままここで200万円歳出しております。

続いて、99ページになります。99ページの一番下の委託料のところ、小規模農村整備事業ということで、設

計から工事請負費とありますが、先ほど申し上げましたが、村内3地区、上宿原農道、東溝又水路、大塚地区の水路を行います。

続いて100ページの一番上には、上宿原土地改良事業調査設計・換地設計業務委託料に1,100万2,000円を措置してあります。

104ページへお進みいただきますと、104ページ上方に12委託料というところがございますが、その他委託料の中で川場村森林整備事業委託料330万円、これは約5ヘクタールを見込んでおります。事業料5ヘクタール、それから2行下の竹林整備事業委託料1,300万円、これは2ヘクタールを見込んでおります。

それから105ページの中ほどで、その他補助金で川場村木質バイオマス燃料利用促進事業補助金が219万円ありますが、1立米が1,500円の補助となっております。

治山林道費の委託料の中で、林道維持管理業務委託料が302万5,000円ありますが、これは林道の除草業務となります。また、1つ飛んで14の工事請負費の中で、県単林道改良事業1,000万円ありますが、これは林道太郎線を見込んでおります。

106ページに進んでいただきますと、県単治山事業負担分で300万円見ておりますが、これは生品の寺前地区の斜面の治山事業となります。続いて、そのページの中ほどに団体等補助金がございます、川場村商工会補助金に500万円を見ておりますが、この中にはプレミアム商品券の発行事業140万円も含まれております。また、その欄の一番下、企業誘致奨励金871万9,000円ですが、これはニチネンへの奨励金でございます、奨励金は3年間補助するということになっておりますが、その3年目最後の年となります。

続いて、110ページまでお進みください。委託料の中で田園プラザ委託料、観光レクリエーション委託料、スポーツ施設委託料は前年同額となっております。その欄の一番下の地方創生推進交付金事業委託料ということで、1,492万7,000円を見ておりますが、内訳としてポスターの制作費、それからパンフレットの製作費、かわたんPRグッズの開発委託料、観光PRグッズ製作料、恋人の聖地関連グッズ開発委託料、観光PR動画の作成委託料、特産品紹介の写真撮影委託料、それから特産品開発推進業務委託料を合わせて1,492万7,000円となっております。

続いて112ページ中ほどに、備品購入費ということで道の駅川場田園プラザ防災備品購入費ということで、290万5,000円ありますが、内訳としますと発電機2台、投光器2台、電動簡易トイレ2台を見ております。

それから、進んでいただいて、116ページまでお進みいただけますでしょうか。116ページの14工事請負費の中で、定置式凍結防止散布剤装置設置工事500万円というのがありますが、これが社会資本総合整備交付金を活用して、村営住宅のところの役場から下っていくと結構な斜面といいますか坂道になっておりますので、そこに凍結防止装置を設置する予定となっております。イメージとすると、原田の坂の下のほうの、上のほうと下のほうにありますが、上のほうは液剤を散布して、下のほうでは粒剤を散布しているのですが、その下のほうをイメージしていただければ分かりやすいかと思えます。

それから、117ページの一番下に、定期点検委託料1,651万1,000円ということでありますが、これは15メートル未満の橋梁54橋の点検業務を行うこととなっております。

それから、123ページの一番上になりますと、広域消防負担金が1億8万9,000円ということで、前年比から大分金額が多くなっている、1,775万7,000円ほど増額になっていますが、国勢調査により人口が確定したための増額となっております。

続いて、127ページになりますと、一番上から2番目3番目です。職員研修負担金ということで、図書館司書資格取得通信受講負担金ということで16万7,000円ですが、これから川場村で図書館を整備していくに当たって、司書をそこに置いて、充実した図書施設としたいということから、ここで職員研修費を設けております。

また、次のページ128ページの一番上にイングリッシュキャンプ・セミナー補助金ということで、500万円ございますが、中学3年生を対象としてイングリッシュキャンプを夏休み期間中に300万円、中学2年生を対象に冬休み期間中を対象にイングリッシュセミナーを200万円を実施していきたいということでございます。

それから、138ページまで行っていただきますと、138ページでは一番上に利根商業高等学校運営費負担金ということで、14万円計上されております。これは川場村から利根商へ通う14人の生徒の、14人分、1人1万円ということで負担金を設けていますが、利根沼田学校組合で非常に財政事情が厳しいということで、この1人1万円という負担金では今後難しいという話が今出ておりまして、今後これが増額される流れになろうかと思っておりますが、まだ現在のところは幾らになるとかそういった話にはなっておりませんので、またその話がありましたら、全員協議会等で皆さんに協議をいただく場面を設けていただくこととなります。

続いて、143ページの中ほどですが、資料館費の給料ということで、令和3年度までここが報酬ということで人件費を設けていたのですが、令和3年度現在2名の方に1日置きで働いていただいております、パートということで働いていただいたために報酬で予算措置されていたんですが、令和4年度からは1名の方にフルタイムで勤めてもらうということから、ここで180万8,000円の会計年度任用職員の給料を設けております。

それから、146ページまで進んでいただいて、その中ほど一番下に石仏等案内版設置工事30万7,000円というのがありますが、これは村内の休み石とお化け石のところは何の案内表示もないので、その文化施設が風化することのないように、休み石とお化け石の案内板をここで設置したいということでございます。

そして、153ページまで進んでいただきますと、地方債の前年度の現在高の見込みに関する調書ということで、令和2年度末は21億4,667万4,000円だったものが、令和3年度末にはそれから10億円ほど増え、令和4年度中に8億6,950万円借り入れ、2億8,070万2,000円を返済すると、令和4年度末の現在見込額が37億4,391万4,000円と、令和3年度末より6億円ほど地方債の残高が増えてしまうということがこの表から分かるかと思えます。

また、158ページまで進んでいただきますと、給料が増えている理由といたしまして職員の階層変動及び育児休業の復職等によるもの、それから会計年度任用職員の任用替え、これがパートタイムからフルタイムになったことによる増額ということになります。報酬が減った理由も、パートタイムからフルタイムになったこと等が上げられます。職員手当が増額しておりますのが、住居手当の支給人数が増えたり、育児休業している者が復帰したり、また期末手当を先ほど条例改正していただきましたが、その分がここで減額されております。

それで、最後のページ164ページであります。役場新庁舎建設工事の支払い予定額ということで、その財源

内訳が地方債が4億2,030万円、その他が4,320万円、一般財源が3,997万7,000円ということで、ここで調べが示されております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

失礼しました。29ページで、繰入金のところ、10目役場庁舎整備基金繰入金のところを先ほどの説明で、10億6,400と言ってしまったようですが、すみませんでした。1億640万円の誤りでしたので、訂正させていただきます。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由及び細部説明を終わります。

お諮りいたします。

日程第26、議案第25号 令和4年度川場村一般会計予算についての件から、日程第31、議案第30号 令和4年度川場村下水道事業特別会計予算についての件までの6件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第30号までの6件については予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（角田文雄君） 引き続き、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

予算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

予算審査特別委員会を、委員会条例第9条第1項の規定により本日の本会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

ただいま議題となっております議案第25号から議案第30号までの6件につきましては、本日は提案理由のみの説明でありますので、ご了承願います。

◎日程第32 発議第1号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（角田文雄君） 日程第32、発議第1号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6番細谷市衛君。

〔6番 細谷市衛君発言〕

○6番（細谷市衛君） 発議第1号の提案理由についてご説明いたします。

川場村議会会議規則上、議員からの議案の提出に当たっては、各議員の署名により議長に提出することになっていましたが、従来から記名による議案が提出なされており、これによる支障は生じていないことから、規則を一部改正するものです。

以上を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第 1 号 川場村議会会議規則の一部を改正する規則についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第 3 3 発議第 2 号 川場村議会委員会条例の一部を改正する規則について

○議長（角田文雄君） 日程第 3 3、発議第 2 号 川場村議会委員会条例の一部を改正する規則についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6 番細谷市衛君。

〔6 番 細谷市衛君発言〕

○6 番（細谷市衛君） 発議第 2 号の提案理由についてご説明いたします。

川場村議会委員会条例において、委員会の議会録については、委員長の署名または署名捺印と規定されていましたが、これを署名のみに改正するものであります。

以上を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第 2 号 川場村議会委員会条例の一部を改正する規則についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（角田文雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 3 4 発議第 3 号 議員の定数及び報酬調査特別委員会の設置について

○議長（角田文雄君） 日程第 3 4、発議第 3 号 議員の定数及び報酬調査特別委員会の設置についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。6 番細谷市衛君。

〔6 番 細谷市衛君発言〕

○6 番（細谷市衛君） 発議第 3 号の提案理由についてご説明いたします。

議会には、村民の声を十分に村政に反映し、二元代表制の下で政策立案、議決及び行政に対する監視機能を果たすなどの重要な役割があります。

市町村議会の議員定数は、平成 2 3 年 8 月の地方自治法の一部改正により、人口に応じた一定の基準いわゆる法定上限数が撤廃されたことにより、市町村議会がその置かれている地域の状況等に応じ、議会の裁量により自ら条例で議員定数を定めることができるようになり、一層住民自治が求められることになりました。

全国の各議会において、議会の改革や議会活性化の取組とともに、議員定数及び報酬の議論する動きが活発化してきました。

現在、川場村議会は定数 1 0 人ですが、地方創生時代の中でも日本一の村づくりを目指す川場村にふさわしい議会及び議員の活動の活性化と充実のために、また今後若い世代や女性が議会に参加しやすいなど、持続可能な川場村議会の環境づくりが重要であると考え、議員の定数及び報酬に関する事項を付議事件として、全議員 1 0 人の委員で構成する議員の定数及び報酬調査特別委員会（仮名）を設定しようとするものであります。

以上を申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（角田文雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

細谷市衛君ほか 3 名から提出された特別委員会の設置については、1 0 名で構成する特別委員会を設置し、これに付託して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

よって、細谷市衛君ほか 3 名から提出された特別委員会の設置についての件は原案のとおり可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名し

たいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、特別委員会室において議員の定数及び報酬調査特別委員会を開催いたします。

---

## ◎散 会

○議長（角田文雄君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、3月11日は、議事の都合午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時11分散会